

第77号議案

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年島根県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同条第1項中「以下同じ。）」の次に「又は団体署名検証者（同条第6項に規定する団体署名検証者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「署名検証者」の次に「又は団体署名検証者」を加える。

附 則

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第44号）の施行の日から施行する。